

前橋市教育委員会告示第13号

前橋市教育委員会8月定例会を次のとおり招集します。

令和8年8月12日

前橋市教育委員会

教育長 山中茂樹

記

1 日 時 令和8年8月18日（火） 午後2時30分

2 場 所 市役所11階北会議室

3 付議事件

- (1) 議案第15号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第16号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (3) 議案第17号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
- (4) 議案第18号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

令和8年8月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 総括的報告
- (2) 前橋市教育委員会地域クラブ認定制度について

2 提出議案

- (1) 議案第15号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第16号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (3) 議案第17号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
- (4) 議案第18号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

3 その他

- (1) 行事について（総務課）
- (2) 令和8年度第1回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について（文化財保護課）
- (3) 令和9年度前橋高等学校入学者選抜について（前橋高等学校）
- (4) 令和8年度第6回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について
(生涯学習課)

教 育 長 総 括 的 報 告

令和8年8月18日（火）

午後2時30分

教育委員会8月定例会

1 群馬県都市教育長協議会 第2回 定例会

7月28日（火） 14：30～ 富岡市役所議会棟3階会議室

2 前橋市教育委員会事務の点検及び評価委員会

7月28日（火） 9：00～11：00 教育委員室

7月29日（水） 9：30～12：00 教育委員室

8月 7日（金） 14：00～16：30 教育委員室

3 学区別教育懇話会

第4学区：7月21日（火） 15：00～ 清里公民館

第3学区：7月27日（月） 15：00～ 総合福祉会館

第5学区：7月30日（木） 15：00～ 総合福祉会館

前橋市教育委員会地域クラブ認定制度について

学校教育課

1 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、既存のスポーツクラブやスクール等との区別、教育的意義等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件等に基づき、前橋市教育委員会において認定を行うもの。

※認定された地域クラブ活動は、「前橋市教育委員会認定地域クラブ活動」という（以下「認定地域クラブ」）。今後、誰にでも親しみやすい呼称を考えたい。

2 認定によるメリット

(1) 生徒・保護者への情報提供

- ・認定地域クラブの情報（活動日・場所・規約・会費等）が、前橋市や「まえばしスポーツ・文化クラブ」のWEB ページ等を通して広く提供される。

(2) 地域クラブ運営のための公的支援

（公的支援の例）

【補助金】

- ・指導者謝金（指導料）補助金、地域クラブ運営補助金
- ・認定地域クラブ対外運動競技参加補助金（関東・全国大会）

【施設等】

- ・学校施設の減免利用
- ・学校備品の活用 等

(3) 「まえばしスポーツ・文化クラブ」に登録する指導者（希望する教職員も含む）の増加

(4) 大会・コンクールへの円滑な参加

- ・認定地域クラブ（スポーツ）は、中体連の市大会から参加できるようになる。

※令和 9 年度の新人大会から認定地域クラブが市の中体連大会に出場できるようにしたい。また、スポーツ協会・連盟主催の大会に参加できるようにしたい。

3 認定の要件

(1) 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること。

- ☐ 生徒の自主的・主体的な参加を尊重し、活動の目標が明確になっている。
- ☐ 市の定める対象地区（A～D）内に居住する生徒を主な対象とした活動であり、地区内にある複数校の生徒を対象に加入を認めている。また、競技力強化のための選抜や広域からの選手募集をしていない。

(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 平日、休日ともに活動している認定地域クラブは、週 2 日以上休養日を設定し、活動時間は、おおむね平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度、週当たり 11 時間程度としている。
- ☐ 休日のみ活動している地域クラブは、土日合わせて 6 時間以内（1 日 3 時間以内）の活動時間とし、部活動と合わせた活動時間が週 11 時間以内となるよう学校と連絡を取り合っている。

□年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表している。

(3)活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な参加費が設定されていること

□参加費が、国の示した目安(週1回程度の活動で月額1,000円～3,000円)になっている。

□参加費について、参加者の保護者の同意を得ている。

(4)適切な指導の実施体制が確保されていること

□指導者が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒どうしのこうした行為も許さないことを誓約している。

□指導者が、自治体が実施する研修会に参加している。(安全管理・指導者としての資質・能力の向上等)

□指導者に「まえばしスポーツ・文化クラブ」の指導者バンク登録者が含まれている。

(5)適切な安全確保の体制が確保されていること

□事故防止のため、施設管理者と連携した用具や施設の点検等を行っている。

□保護者や関係機関への緊急時の連絡体制が整備されている。

□参加者、スタッフともにスポーツ安全保険等(傷害保険、個人賠償保険)へ加入している。

(6)適切な運営体制が確保されていること

□「まえばしスポーツ・文化クラブ」に登録している。

□規約等の作成と公表をし、規約等に基づき適切な運営が行われている。

□指導スタッフ等に謝金が支払われている。

□代表・会計・指導者を兼任することなく配置している。

□個人の意思が尊重されるよう、入会・退会の方法が明記されている。

□営利を目的としていない。

□大会・コンクールに参加する場合には、競技・運営役員を出すなど、運営に積極的に協力することに同意している。

(7)学校との連携が定期的に行われていること

□活動方針やスケジュール、活動状況等を生徒の在籍する中学校と共有している。

□生徒の実績等を、中学校に情報提供している。(中学校は部活動と同様に通知表や指導要録、調査書へ記載)

4 認定手続き等

- ・希望する団体が申請書を学校教育課へ提出。必要に応じて、ヒアリングや現地調査を行いつつ、審査の上認定し、認定証を交付する。認定の有効期間は最長3年。認定された団体には認定番号を与える

(例)【09-11-A-001】認定年度-期限年度-地区-番号

- ・不正があった場合は認定を取り消す。

5 認定制度の運用に向けて

- ・認定制度検討部会で検討した内容を、「地域展開に関する情報交換会」「地域展開に向けた検討委員会」で協議し、令和9年度から正式に運用する。
- ・制度に関連する以下の文書等を順次作成する。

- 地域クラブの認定に関する要綱 □認定地域クラブ活動申請書
 □認定地域クラブ活動誓約書 □認定要件確認書（チェックリスト）
 □認定・不認定通知書 等

- ・現在登録している団体に対し、認定の対象となるよう規約や運営体制の見直しをお願いする。
- ・前橋市内を4地区に分け、各地区に希望する活動が用意されることで、「生徒が身近な場所でやりたい活動ができる」環境を整えていくとともに、移動の負担を減らす。
- ・原則として、各地区内の生徒を対象とした認定地域クラブとする。
- ・経済的困窮世帯への支援、活動場所への移動の支援も検討していく。

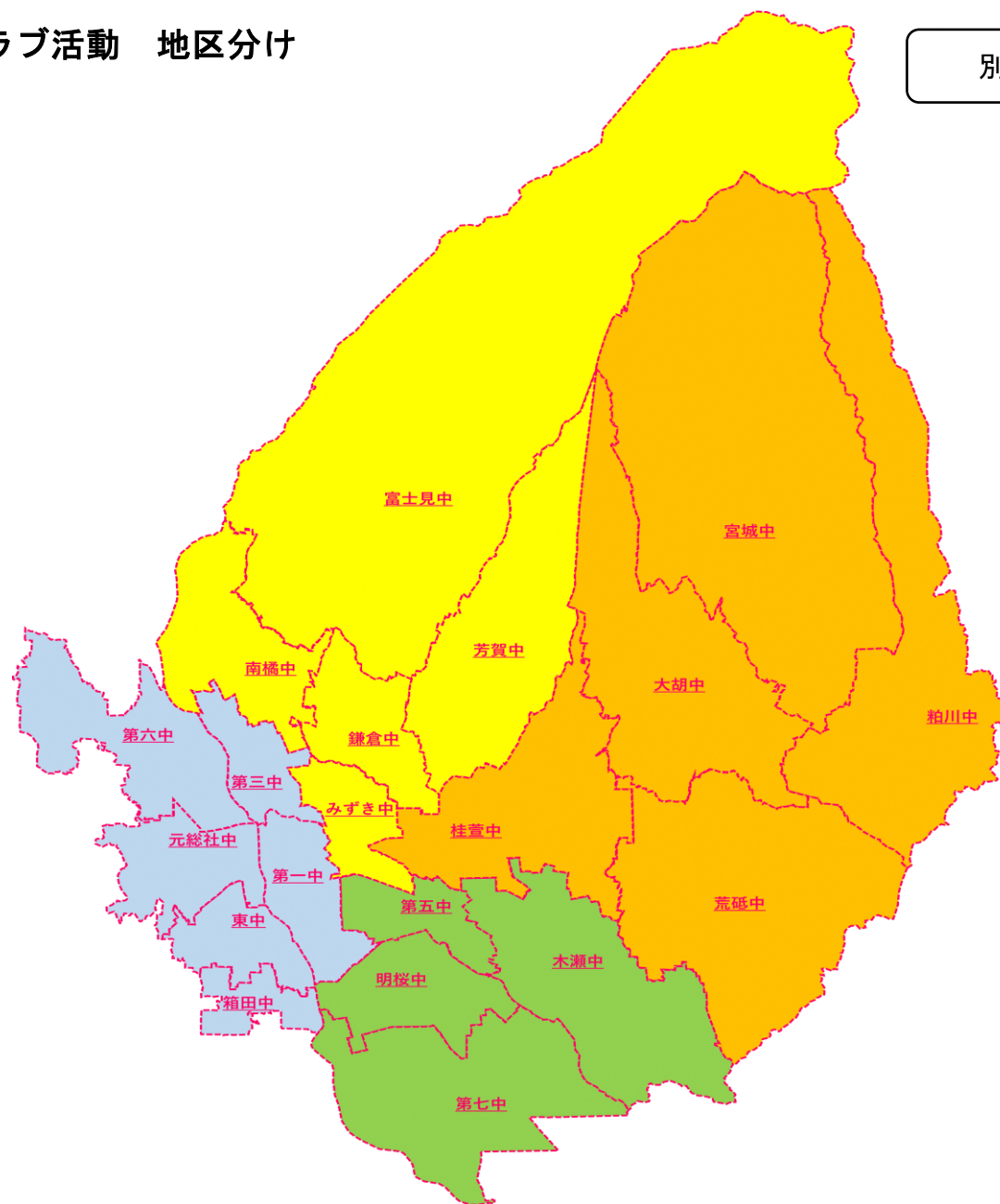
認定制度運用開始までのスケジュール

R 8 5月9日 第1回検討部会(認定制度検討部会) 5月27日 第1回情報交換会(地域展開情報交換会) 6月17日 第1回検討委員会(地域展開検討委員会) 6月25日 校長会議 7月14日 教育委員会協議会 7月末 認定の希望に関するアンケート調査① 8月4日 庁議 8月18日 定例教育委員会 8月19日 教育福祉常任委員会 8月22日 地域クラブ指導者研修・交流会① 8月27日 第2回検討部会 9月29日 第2回情報交換会 10月1日 校長会議	・認定制度の概要原案を作成 ・認定制度の概要を協議 ・認定制度の概要について承認 ・認定制度の概要について説明 ・認定制度の概要について説明 ・認定制度の概要について説明 ・認定制度の概要について報告 ・認定制度の概要について報告 ・認定制度の概要について報告 ・認定制度について説明 ・認定要綱、関連書式等の原案を作成 ・認定要綱、関連書式等を協議 ・認定要綱、関連書式等の説明	10月29日 第2回検討委員会 11月23日 地域クラブ指導者研修・交流会② 11月●日 認定の希望に関するアンケート調査② R 9 1月●日 令和9年度の認定申請の受付開始 2月5日 中学校入学説明会 2月●日 第3回情報交換会 2月17日 定例教育委員会 2月●日 第3回検討委員会 3月●日 令和9年度認定通知書交付 4月1日 認定制度の検証開始 7月1日 認定制度の正式運用開始(市大会終了後) 9月 中体連新人大会に認定地域クラブが出場 ・認定制度の準備状況の説明 ・認定制度の申請等について説明 ・地域クラブの認定希望の有無を調査 ・認定制度の申請等の状況について報告 ・認定制度の申請等の状況について報告 ・認定制度の申請等の状況について報告 ・みなし認定地域クラブとして課題の検証を行い、国に報告 ・認定地域クラブへの公的支援開始
--	---	--

前橋市教育委員会認定地域クラブ活動 地区分け

別添 1

地区	学校	生徒数	計
A	第 一	428	2211
	第 三	239	
	第 六	438	
	元総社	311	
	東	489	
	箱 田	306	
B	みずき	272	2211
	芳 賀	192	
	南 橘	501	
	鎌 倉	351	
	富士見	489	
	附 属	406	
C	第 五	343	1679
	第 七	537	
	明 桜	256	
	木 瀬	543	
	桂 萱	520	
D	荒 砥	312	1660
	大 胡	460	
	宮 城	165	
	粕 川	203	
		7761	



※生徒数はR8.5現在

地域クラブの設置状況（地区別）

【種別】ス…スポーツ系 文…文科系
【団体分類】公…まちづくり公社登録済
学…学校の休日利用登録済
既…既設のクラブ・スクール等

No.	地区	地区 No.	種 目	種別	団体名	利用施設	団体分類		
							公	学	既
1	A 第 一 第 三 第 六 元総社 東 箱 田	1	新体操	ス	東新体操クラブ	東中学校		○	
2		2	軟式野球	ス	前橋ザ・ファースト野球クラブ	第一中学校		○	
3		3	軟式野球	ス	前橋ベースボールクラブ	前橋中央緑地	○		
4		4	軟式野球	ス	R B C	第六中学校		○	
5		5	軟式野球	ス	前橋AZUMAベースボールクラブ	東中学校	○	○	
6		6	ソフトボール	ス	前橋南ソフトボールクラブ	第一中学校	○	○	
7		7	ソフトボール	ス	M R ソフトボールクラブ	第六中学校	○	○	
8		8	バスケットボール	ス	前橋 The First BBC	第一中学校		○	
9		9	バスケットボール	ス	MRバスケットボールクラブ	第六中学校	○	○	
10		10	バスケットボール	ス	MRG	第六中学校	○	○	
11		11	バスケットボール	ス	BURSTバスケットボールクラブ	元総社中学校	○		
12		12	バスケットボール	ス	U-15 ALL AZUMA BBC	東中学校		○	
13		13	バスケットボール	ス	Enjoy 箱田 BC	箱田中学校	○	○	
14		14	バレーボール	ス	前橋FVC	第一中学校		○	
15		15	バレーボール	ス	前橋アカデミー東VC boys	東中学校		○	
16		16	バレーボール	ス	前橋アカデミー東VC girls	東中学校		○	
17		17	ソフトテニス	ス	THE FIRST STC	第一中学校	○	○	
18		18	ソフトテニス	ス	M R ソフトテニスクラブ	第六中学校	○	○	
19		19	ソフトテニス	ス	前橋東STC	東中学校	○	○	
20		20	ソフトテニス	ス	箱田 S T クラブ	箱田中学校	○	○	
21		21	卓球	ス	魁クラブ	第一中学校	○	○	
22		22	バドミントン	ス	KRSH前橋ジュニアバドミントンクラブ	第三中学校	○	○	
23		23	バドミントン	ス	NPO e-powersバドミントンクラブ	元総社中学校	○	○	
24		24	バドミントン	ス	群馬EVOKE	箱田中	○	○	
25		25	サッカー	ス	前橋 1 FC	第一中学校		○	
26		26	サッカー	ス	MRC	第六中学校	○	○	
27		27	サッカー	ス	オール東サッカークラブ	箱田中学校	○	○	
28		28	陸上競技	ス	陸草クラブ	王山運動場	○		
29		29	陸上競技	ス	東アスレチッククラブ	東中学校	○	○	
30		30	柔道	ス	前橋東柔道クラブ	東中学校		○	
31		31	剣道	ス	前橋三武会剣道クラブ	第三中学校	○	○	
32		32	剣道	ス	頂クラブ	第六中学校	○	○	
33		33	剣道	ス	東煌会	東中学校		○	
34		34	吹奏楽	文	MR吹奏楽クラブ	第六中学校	○	○	
35		35	水球	ス	群馬ジュニア水球	前橋商業高	○		
36		36	トランポリン	ス	Pure sport club	Pure sport club	○		
37		37	ドローン	文	群馬クレインドローンシールズ IHクラブ	ドローンシールズ練習場	○		
38		38	競技かるた	文	前橋かるた会	第2・第3コミュニティセンター	○		
39		39	ダブルタッチ	ス	群縄ダブルタッチ	前橋公園	○		

地域クラブの設置状況（地区別）

【種別】ス…スポーツ系 文…文科系
【団体分類】公…まちづくり公社登録済
学…学校の休日利用登録済
既…既設のクラブ・スクール等

No.	地区	地区 No.	種 目	種別	団体名	利用施設	団体分類		
							公	学	既
40	B みずき 芳 賀 南 橘 鎌 倉 富士見 附 属	1	体操競技	ス	富士見体操クラブ	原小学校	○		
41		2	新体操	ス	富士見新体操クラブ	富士見中学校	○	○	
42		3	軟式野球	ス	前橋みずきベースボール（MMBC）	みずき中学校	○	○	
43		4	軟式野球	ス	鎌倉クラブ	鎌倉中学校他		○	
44		5	軟式野球	ス	NBC（南橘ベースボールクラブ）	南橘中学校		○	
45		6	軟式野球	ス	芳賀ベースボールクラブ	芳賀中学校		○	
46		7	軟式野球	ス	富士見ベースボールクラブ	富士見中学校	○	○	
47		8	バスケットボール	ス	MBC	みずき中学校	○	○	
48		9	バスケットボール	ス	HOPESTAR BASKETBALL CLUB	芳賀中学校		○	○
49		10	バスケットボール	ス	富士見クラブ	富士見中学校			
50		11	バスケットボール	ス	chups	荒砥中・富士見中他	○		○
51		12	バレーボール	ス	前橋市地域クラブ MVC	みずき中学校	○	○	
52		13	バレーボール	ス	Kamakura V.B.C	鎌倉中学校他	○		
53		14	バレーボール	ス	VC.FUJIMI	富士見中学校		○	
54		15	バレーボール	ス	富士見バレーボールクラブ	富士見中学校		○	
55		16	ソフトテニス	ス	前橋市ソフトテニス連盟	三俣テニスコート			
56		17	ソフトテニス	ス	南橘女子ソフトテニスクラブ	南橘中学校		○	
57		18	ソフトテニス	ス	鎌倉ソフトテニスクラブ	鎌倉中学校他		○	
58		19	ソフトテニス	ス	富士見中ソフトテニスクラブ	富士見中学校		○	
59		20	バドミントン	ス	Y's crew	芳賀中学校		○	
60		21	サッカー	ス	前橋市地域クラブ 南橘FC	南橘中学校	○	○	
61		22	柔道	ス	南橘柔道クラブ	南橘中学校		○	
62		23	剣道	ス	前橋剣友会 剣道クラブ	剣獅館道場	○		
63		24	剣道	ス	前橋剣修会剣道スポーツ少年団	群馬修道館			
64		25	剣道	ス	あかぎ剣道クラブ	富士見中学校		○	
65		26	吹奏楽	文	前橋ローズ・ウィンドアンサンブル	富士見中・市立前橋高	○		
66		27	健康づくり・子育て スポーツ文化芸術支援	ス	特定非営利活動法人 群大クラブ	関根町2-2-11他	○		
67		28	競技かるた	文	前橋かるた会	第2・第3コミュニティセンター	○		

地域クラブの設置状況（地区別）

【種別】ス…スポーツ系 文…文科系
【団体分類】公…まちづくり公社登録済
学…学校の休日利用登録済
既…既設のクラブ・スクール等

No.	地区	地区 No.	種 目	種別	団体名	利用施設	団体分類		
							公	学	既
68	C 第五 第七 明桜 木瀬	1	軟式野球	ス	第五中地区軟式野球クラブ	第五中学校	○	○	
69		2	軟式野球	ス	前七野球クラブ	第七中学校		○	
70		3	軟式野球	ス	木瀬ベースボールクラブ	木瀬中学校		○	
71		4	ソフトボール	ス	前橋ソフトボールクラブ	木瀬中学校		○	
72		5	バスケットボール	ス	SEVENSTARS	第七中学校	○	○	
73		6	バレーボール	ス	前橋第七VBC	第七中学校		○	
74		7	バレーボール	ス	SEVEN SPIRITS	第七中学校		○	
75		8	バレーボール	ス	はなまるヤングクラブ	明桜中学校	○		
76		9	バレーボール	ス	はなまるJHSクラブ	明桜中学校	○	○	
77		10	ソフトテニス	ス	しらさぎ夢現ソフトテニスクラブ	第七中学校		○	
78		11	ソフトテニス	ス	STC明桜	明桜中学校	○		
79		12	ソフトテニス	ス	明桜ソフトテニスクラブ	明桜中学校	○	○	
80		13	ソフトテニス	ス	木瀬男子ソフトテニスクラブ	木瀬中学校		○	
81		14	バドミントン	ス	前橋バンビ	生涯学習センター	○		
82		15	サッカー	ス	FC下川前橋 U15	第七中学校	○	○	
83		16	サッカー	ス	クレセルバレンテ前橋	桂萱中・木瀬中他	○		○
84		17	サッカー	ス	木瀬フットボールクラブ	木瀬中学校		○	
85		18	陸上競技	ス	陸上クラブ虎の穴	木瀬中学校	○		
86		19	柔道	ス	Ask柔道クラブ	第七中学校		○	
87		20	剣道	ス	翌檜会	第五中学校		○	
88		21	吹奏楽	文	前橋さくら吹奏楽クラブ	明桜中学校		○	
89		22	吹奏楽	文	第七地区吹奏楽団	第七中学校		○	
90		23	合気道	ス	合気道八海山前橋道場	合気道八海山前橋道場	○		○
91		24	リズムダンス	ス	前橋リズムダンスクラブ	第七中学校、ジムナダンススタジオ	○		

地域クラブの設置状況（地区別）

【種別】ス…スポーツ系 文…文科系
【団体分類】公…まちづくり公社登録済
学…学校の休日利用登録済
既…既設のクラブ・スクール等

No.	地区	地区 No.	種 目	種別	団体名	利用施設	団体分類		
							公	学	既
92	D 桂 萱 荒 砥 大 胡 宮 城 粕 川	1	体操競技	ス	前橋体操クラブ	粕川中学校	○		
93		2	軟式野球	ス	桂萱ベースボールクラブ	桂萱中学校	○		
94		3	軟式野球	ス	O B C	大胡中学校	○		
95		4	ソフトボール	ス	桂萱ソフトボールクラブ	桃ノ木グラウンド		○	
96		5	バスケットボール	ス	桂萱バスケットボールクラブ	桂萱中学校	○	○	
97		6	バスケットボール	ス	chups	荒砥中・富士見中他	○		
98		7	バレーボール	ス	粕川ジュニアOBクラブ	粕川中学校			
99		8	バレーボール	ス	大胡バレーボールクラブ	大胡中学校		○	
100		9	バレーボール	ス	荒砥クラブ	荒砥中学校	○	○	
101		10	ソフトテニス	ス	桂萱ソフトテニスクラブ	桂萱中学校		○	
102		11	ソフトテニス	ス	ST桂萱	桂萱中学校		○	
103		12	サッカー	ス	クレセルバレンテ前橋	桂萱中・木瀬中他	○		
104		13	サッカー	ス	桂萱FC	桂萱中学校	○		
105		14	サッカー	ス	前橋大胡KFC	大胡中学校		○	
106		15	サッカー	ス	粕川少年サッカークラブ	粕川小学校	○		
107		16	陸上競技	ス	いわがみレーシングクラブ	荒砥中学校			
108		17	陸上競技	ス	荒砥AC		○		
109		18	柔道	ス	粕川柔道クラブ	粕川中学校	○		
110		19	剣道	ス	桂乃若葉	桂萱中学校			
111		20	剣道	ス	前橋大胡会 剣道クラブ	大胡中学校	○	○	
112		21	テニス	ス	前橋テニス協会チームS	粕川総合Gテニスコート	○		
113		22	硬式野球	ス	前橋桜ボーイズ	千本桜野球場、宮城運動場他	○		○
114			バスケットボール	ス	ライトニングバスケットボールクラブ	前橋市内	○		○
115			バスケットボール	ス	風雷神jr.バスケットボールクラブ	前橋・高崎市内	○		○

教育委員会議案第 17 号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 8 月 18 日提出

前橋市教育委員会

教育長 山 中 茂 樹

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 8 年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 山 中 茂 樹

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成 1 5 年前橋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「7 日前」を「3 日前」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について（議案第 17 号）

学務管理課

1 改正の理由

学校施設の利用の許可に係る申請期限を延長するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

学校施設利用申請書の提出期限を利用日の 3 日前に延長する（現行 利用日の 7 日前）。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

前橋市立学校の施設の利用に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用の申請及び許可) 第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>3日前</u>までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。 2～4 省略	(利用の申請及び許可) 第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>7日前</u>までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。 2～4 省略

教育委員会議案第 18 号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 8 月 18 日提出

前橋市教育委員会

教育長 山 中 茂 樹

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和 8 年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 山 中 茂 樹

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則（平成 2 1 年前橋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「7 日前」を「3 日前」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
(議案第 18 号)

学務管理課

1 改正の理由

学校施設の利用の許可に係る申請期限を延長するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

学校施設利用申請書の提出期限を利用日の 3 日前に延長する（現行 利用日の 7 日前）。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用の申請及び許可) 第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>3日前</u>までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。 2～4 省略	(利用の申請及び許可) 第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の<u>7日前</u>までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。 2～4 省略

教育委員会9月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	火	市立幼稚園2学期始業式		各幼稚園	教育支援課
		市立小・中・特別支援学校2学期始業式		各学校	学校教育課
		教育資料館企画展(～9/30まで 土日祝日を除く)	9:00～16:30	総合教育プラザ3階	教育支援課
		令和8年第3回定例市議会開会(～9月25日まで)			
2	水				
3	木				
4	金				
5	土	学校説明会	10:00～11:45	前橋高等学校	前橋高等学校
6	日				
7	月				
8	火	総括質問1日目		議場	
9	水	総括質問2日目		議場	
10	木				
11	金				
12	土	中学生・多様な学びの日			
		国際理解連続講座③	9:30～11:45	NETSUGEN	学務管理課
13	日	中学生・多様な学びの日			
14	月	教育委員会定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
15	火	読み聞かせボランティア養成講座(初級)	10:00～12:00	中央公民館501、502	図書館
		教育福祉常任委員会		第一委員会室	
16	水				
17	木	システム更新に伴う全館休館 ～ 10月5日まで		図書館、こども図書館、各分館	図書館
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				
26	土	中学生・多様な学びの日			
		市民天文教室(秋の月)	18:00～20:00	児童文化センター	教育支援課
27	日	中学生・多様な学びの日			
		国際理解連続講座④	9:30～11:45	前橋空襲と復興資料館	学務管理課
28	月				
29	火				
30	水				

令和 8 年度第 1 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課

会 議 名	令和 8 年度第 1 回前橋市文化財調査委員会議
日 時	令和 8 年 7 月 2 日（木）午前 10：00～12：00
場 所	文化財保護課 2 階 大会議室
出 席 者	（委員：5 人）村田委員長、能登委員、右島委員、須永委員、野口委員 （事務局：10 人）山中教育長、高橋次長、神宮課長、ほか 7 人
議 題	1 報告 (1) 令和 8 年度文化財保護行政について (2) 令和 8 年度文化財調査委員会活動計画について (3) 市内文化財調査にかかる報告（ザゼンソウ等） 2 主な事業および事業計画 (1) 臨江閣防災施設整備事業 (2) 令和 8 年度上野国府等範囲内容確認調査事業 (3) 県指定重要文化財産泰神社神楽殿及び境内社金刀比羅宮拝殿 保存修理事業 (4) 文化財普及啓発事業 3 その他 (1) 文化財保存活用地域計画について
結 果 概 要	1 報告 令和 8 年度の文化財保護行政について説明を行った。また、市内文化財に関する調査報告、調査予定について説明を行った。 2 主な事業および事業計画 令和 8 年度の主な事業について、各担当者が説明を行った。 3 その他 事業開始 2 年目となった文化財保存活用地域計画の事業内容と進捗状況について、担当者が説明を行った。
主な意見等	○市内には博物館や重要文化財の保管施設がなく、重要文化財の保管や活用が課題である。 ○文化財調査については、より具体的な提案を示した方が良い。 ○歴史的風致維持向上計画の区域内にある建造物について、重点的に調査を進めるべきである。 ○ザゼンソウの群生地環境改善のため、周辺の杉の伐採を検討してはどうか。

【全日制課程選抜】

前橋市立前橋高等学校

<https://ichimae.ed.jp/>

募集学科・人員等	普通科【240】	男女	特色型	30%
			総合型	70%
アドミッションポリシー	・将来リーダーとなりうる資質を持ち、部活動や特別活動を通して豊かな人間性を身に付け、高い目標に向かって努力できる生徒。 ・高い理想と明確な目標を持ち、その実現に向けて、学習活動に積極的かつ継続的に取り組める生徒。			

選抜の順 検査項目等		学力検査					面接等 集団面接	調査書	
		国 語	数 学	英 語	社 会	理 科			
1	総合型選抜	500	(100)	(100)	(100)	(100)	40	100	
	70%	検査項目 割 合	学力検査 78%					面接等 6%	調査書 16%
2	特色型選抜	500	(100)	(100)	(100)	(100)	350	400	
	30%	検査項目 割 合	学力検査 40%			面接等 28%		調査書 32%	
選抜方法		【第1次選抜】 総合型選抜では、学力検査の結果及び調査書を重視して選抜を行い、合格者を決める。							
		【第2次選抜】 特色型選抜では、第1次選抜合格者以外を対象に、調査書の特別活動や部活動等の記録、面接の結果を重視して選抜を行い、合格者を決める。							
第2志望の設定		設定なし							

提出書類	・入学願書、インタビューシート、受検料 ※ いずれもWeb出願システムによる。 ・調査書 ※ 中学校長等が作成し、Web出願システムにより提出する。								
検査当日の日程	2月16日(火)				2月17日(水)			備考	
	受 付	8:00	～	8:30	受 付	8:00	～	8:30	面接の開始時刻及び終了時刻は志願者によって異なるため、詳細は、2月12日(金)午前10時に本校Webページに掲載する。
	諸連絡	8:35	～	8:40	諸連絡	8:35	～	8:40	
	国 語	9:35	～	10:25	面 接	9:30	～		
	数 学	10:50	～	11:40					
	英 語	12:05	～	12:55					
	昼 食	12:55	～	13:55					
	社 会	13:55	～	14:45					
理 科	15:10	～	16:00						
インタビューシートに記入する項目	1、2の項目に加えて、3の項目には以下の内容を記入する。 「中学校時代の校内外の活動において最も優れていると考える成果（学校外の資格取得、クラブチーム等の実績についての記入も可）」								
携 帯 品	「令和9年度群馬県公立高等学校入学選抜実施要項」に定められたもののほか、上履き及び下足入れ、昼食（16日のみ）を持参すること。なお、17日は、待ち時間があるため、学習や読書等の用意をしてくるとよい。								
検査実施に係る その他の事項	1 検査当日の受付場所は、生徒玄関とする。 2 携帯電話・スマートフォン、スマートウォッチの校内への持ち込みは禁止する。 3 下敷き、筆入れ、分度器の持ち込みは禁止する。 4 腕時計のアラーム音は事前に解除しておくこと。								
合格者発表	日 時	令和9年3月3日(水)午前10時から午後4時							
	方 法	We b 出願システム上の「可否照会ページ」							
	その他	合格者への入学手続きに必要な書類の配付を、3月3日(水)の午前10時から午後3時に、校内にて受検票の提示の上で行う。また、入学予定者説明会を、3月23日(火)の午後1時から実施するので、保護者とともに参加する。なお、当日は、物品販売等も行う。							
学力検査得点の 提供期間等	期 間	祝日、土曜日、日曜日及び3月16日(火)、3月23日(火)を除く令和9年3月4日(木)から4月2日(金)の間とし、提供時間は、正午から午後1時を除く午前9時から午後4時とする。							
	場 所	本校事務室							
	その他	受検者本人の請求（代理人は認めない）により提供を行うこととし、提供に当たっては、本人確認のため受付で受検票の提示を求める。なお、保護者の同席は可とする。							

令和 8 年度第 6 回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について

生涯学習課

会議名	令和 8 年度第 6 回前橋市社会教育アドバイザー会議
日時	令和 8 年 6 月 2 9 日（月） 1 7 時から 1 8 時 3 0 分
場所	（アドバイザー） オンライン（市教委） 前橋市役所 1 0 階 教育委員室
出席者	（アドバイザー： 4 名） 牧野委員長、井熊委員、佐藤委員、茂木委員 （市教委： 5 名） 山中教育長、酒井指導担当次長、宇次生涯学習課長、ほか 2 名
議題	（１） 報告 ・「前橋市社会教育ビジョン」 中間とりまとめ報告書について ・ 令和 8 年度第 1 回社会教育委員会議について （２） 協議 ・ 今後のスケジュールについて ・ 報告書および公表物の作成について
結果概要	（１） 報告 前橋市社会教育アドバイザー会議での内容を踏まえた中間とりまとめ報告書について生涯学習課より説明を行い、第 1 回社会教育委員会議での協議概要を事務局より説明を行った。 （２） 協議 報告書（本編）や公表物（概要版）についての作成スケジュールや、作成内容等についてアドバイザーの各立場からの多様なご意見をいただいた。
主な意見等	○部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの動向を踏まえ、学校との関係性や次世代の育成方針をビジョンに反映させることが望ましい。 ○子どもの意見聴取や学校でのワークショップなどの機会を設けることで「自分ごと化」が期待されるため、学校と連携可能な具体的方策の検討を進められると良い。 ○ビジョンの主語は冒頭で「私たち前橋市民は」と記し、以降は「私たちは」で統一する。当事者である私たちが主体となるような表現についても、表現の統一も含めて文章の書きぶりについて検討する必要がある。 ○概要版は、学校や市民団体等が使いやすい 1 枚リーフレットや A4 三つ折りとし、柔らかい印象で教材的な共通素材にもなりうるものを提供する。 ○社会の潮流（継続性・価値の豊かさ・多様性）を踏まえ、概要版のポンチ絵は多様な人々が相互作用の中で価値を共創・発展させる姿を示す。 ○ビジョンをきっかけに、公民館等で「私は〇〇に参加したい」等の活動を展開し参加者を増やすことで、キャンペーン効果と取組の波及が期待できる。